

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議（第 53 回）開催結果概要

1 日時

令和 3 年（2021 年）10 月 29 日（金）13 時 30 分から 16 時 00 分

2 場所

PCB 情報処理センター（室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8）

3 出席者

- ・ 円卓会議委員 10 名、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、北海道立総合研究機構
- ・ 事務局（北海道、室蘭市）
- ・ 傍聴者 20 名、報道 2 社

4 内容

- （1）福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について
- （2）本年 8 月から 9 月に発生したトラブル事象について
- （3）北海道事業エリアの処理の見通しについて
- （4）その他

5 議事概要

(1) 福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について 【資料 1-1~1-3】

- ・ 環境省から、資料 1-1 から資料 1-3 により「福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について」説明。

《主な質疑》

【委員】 J E S C O 北海道事業所で処理するという方針はいつ定めたのか？

→放射性汚染物質対処特措法の基本方針が定められたのは平成 23 年 11 月だが、具体的に搬入・処理する方針を定め、道及び室蘭市に相談したのは平成 31 年 3 月である。（環境省）

【委員】総量を提示できない理由と、管理状態も含め、廃棄物の発生場所などの履歴を提示してほしい。

→今現在持ち合わせているできる限りの情報は提示したが、今後検討・調査を行い整理できる形であれば、ホームページ等で公開していきたい。

【委員】保管場所は簡易な屋内と見受けられたが、放射性物質が入り込んで汚染される可能性はないか？

→保管場所に置いて放射性物質が追加で入ってくることは考えていないが、ご指摘のとおり完全密閉の施設ではない。これまで保管されていた場所も同様であり、一部汚染が確認できた者については、過酷な事故であったため建物の隙間から入ってきた放射性物質が付着し、汚染されたものと推定している。

【委員】総量が提示できない、具体的理由は何か？

→専門家とも総量の提示について検討したが、そもそもこの汚染の程度が低く、バックグラウンドと変わらないレベルの数値を、面積と掛け合わせた数字の意味に疑問を呈されており、総量の試算が難しいという状況。今回、測定した結果はあるので、少なくともこれらは整理して示した。

【委員】PCBの処分に関する基準は、諸外国と比べても相当厳しいと聞いている。放射性物質に関する基準は、諸外国と比べてどのような位置にあるのか？

→海外における原発の施設から排出される低レベルの廃棄物の処分施設の基準があり、これは原子炉等規制法に類似する規制との比較になるが、ヨーロッパの基準と比較して安全なものとなっていると考えている。

【委員】今回の表面汚染の確認について、保管容器の開け閉めが発生しているのか、また1個測定するのにどれ位時間がかかるのか。

→1個あたりの測定時間は概ね10分程度は必要。その都度保管容器の開け閉めが発生している。

【委員】いつから保管を開始しているか？

→仮置き場での保管については、建物の解体に合わせて保管しており、建物の解体が本格的に進んできた5年ほど前から保管が開始されている。

【委員】これ以上保管量が増える見込みがあるのか？

→今後の掘り起こし調査により増える予想をしているが、2倍になる等、おおき区量が増えることは想定していない。

《主な意見》

○PCB処理施設の受入の時と同じように混乱していると感じるが、克服できたのはしっかりとリスクコミュニケーションができたからであり、同じように情報公開や監視を継続してほしい。

○福島県の復興に貢献できることは素晴らしいこと。

○法令に基づく基準がしっかり示された。これを遵守ししっかり対応してほしい。

○汚染地域からそうでない地域に搬出することは納得できない。

○放射能は微量であっても影響があると考えている。

○室蘭市民の安全・安心が重要であり、市民が安心できないことをするべきではない。

○円卓会議から説明会までの時間が少ない。円卓会議で出てきた議論をふまえた説明会にしてほしい。

○説明会は今後も続けてほしい。

○放射能の量をできるだけ少なくするとは言っても、法律上の基準は高い数値であるため許容しがたい。

(2) 本年8月から9月に発生したトラブル事象について【資料2-1～2-3、資料2追加】

- ・ JESCO から、資料2-1～2-3、資料2追加により本年8月以降に発生したトラブル事象について説明。

《主な質疑等》

【委員】資料2-1について、吸収剤の使用の有無による違いはどのようなものか？

→全て蒸発するという意味では一緒だが、吸収剤があればゆっくりとした蒸発となる。(JESCO)

【委員】資料2-3について、以前にもダイヤフラムの事故があり、定期的に点検を行うという話であったが、実施していなかったのか。

→開閉頻度の多いダイヤフラムについては計画的に取替えを行っていたが、今回事故が起きたダイヤフラムに関してはほとんど使用することはなく点検対象外であり、操業開始以来取替えを行っていなかった。(JESCO)

【委員】資料2-3、2（追加）についてだが、漏洩したPCB含有溶剤はどのように処理したのか。

→回収し、無害化処理を行いました。(JESCO)

【委員】資料2-1について、熔融炉の送風構造は一般的な焼却炉と異なるのか。

→焼却炉についての知見がないため、後日改めて回答いたします。(JESCO)

【委員】水を含んだ汚泥はよく搬入されるのか。また、今回の破裂はPCBが完全に分解された状態で生じたのか。

→処理物のほとんどが安定器であり、ごく少量の汚泥が搬入されることもあるが今回のように水を含んだものはほとんどない。

今回の事象が発生した際には施設を停止したため、中のスラグが固化しており、これに対して分析を行ったところPCBは含まれていなかった。(JESCO)

(3) 北海道事業エリアの処理の見通しについて【資料3】

環境省から、資料3により高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針について説明。

《主な質疑等》

※時間が押していたため、当該議題については後日改めて質疑を行うこととした。